

議 事 録

第 1 2 回 定 例 総 会

平成30年7月9日

太田市農業委員会第12回定例総会議事録

開会日時 平成30年7月9日(月) 午後 2時
 閉会日時 平成30年7月9日(月) 午後 3時35分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 2丸山 忠 3木暮 昌弘 4中村 博正 5遠坂 修一
 (21人) 6藤生 博 7吉田 清和 8牛久保 榮治 9小林 良孝
 10糸井 敏幸 11岡田 貴男 12塚越 寶 13山田 清作
 14高柳 章 15石原 孝志 16新井 章夫 17清水 由紀江
 18武内 満 19藤本 富久 20茂木 利子 21片亀 昌子
 22中村 薫

欠席委員 1川田 明
 (1人)

出席職員 小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
 (8人) 西野目係長代理 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農業委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について
 した事項 (会長)
 議案第2号 農地法関係許可取消願について (会長)
 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 (会長)
 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
 について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第12回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者21名、欠席者1名であり、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは3番 木暮 昌弘 委員 と4番 中村 博正 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はありません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農業委員の辞職願に伴う農業委員会の同意について会長あてにあったので、審議を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 1番委員より平成30年6月25日付けで辞任願いが提出されました。辞任の理由といたしましては一身上の都合ということでございます。農業委員の辞任に関しましては、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、正当な理由があるときは市長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっていることから、今回お諮りするものでございます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。辞職の同意に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、辞職の同意に決定いたします。

議長 つづきまして、議案第2号 農地法関係許可取消願が、会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 番号1番 大原町の土地 642 m²について、貸住宅用地として許可を得たが、規模を縮小し、改めて許可申請するため、許可を取り消すものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、雑草にだいぶ覆われており、早期の解消が望まれますが、農地であるため問題なく、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は13件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数13件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林南町の土地 畑 1,339 m²を取得し、規模を拡大し果樹園として利用したい。
- 2番 沖之郷町の土地 田 3,925 m² 外5筆 計 6,857 m²を譲り受け、農業に精進したい。
- 3番 只上町の土地 田 1,743 m² 外1筆 計 3,214 m²を借り受け、農業に精進したい。
- 4番 東今泉町の土地 田 737 m² 外4筆 計 2,645 m²を借り受け、経営規模を拡大したい。
- 5番 吉沢町の土地 畑 512 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 6番 新野町の土地 畑 2,201 m²を取得し、農業に精進したい。
- 7番 石橋町の土地 畑 528 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 8番 新田中江田町の土地 田 470 m² 外1筆 計 497 m²を借り受け、経営規模を拡大したい。
- 9番 新田中江田町の土地 畑 2,446 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 10番 新田中江田町の土地 畑 774 m² 外1筆 計 1,077 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 11番 新田大根町の土地 畑 208 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 12番 新田小金町の土地 畑 3,848 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 13番 山之神町の土地 畑 2,321 m² 外1筆 計 3,206 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から13番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は、所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、経営規模を拡大するものです。現地を確認したところ、以前は耕作放棄地状態がしばらく続いていましたが、現在は果樹園として利用できる状況になっています。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号2番から5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は父より農地を全部引き受け、農業に精進するものです。必要な農機具等を所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします

1 3 番委員

つづいて番号3番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号3番について報告いたします。譲受人は足利市で新聞配達店を運営していたが、経営を息子に委譲し、農地を借り受け農業に専念するものです。現地を確認したところ、耕作されており、農機具の所有等の準備も整っていました。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は、東今泉町で農業を営んでおり、大規模農業を目指して土地を借り受けるものです。現地を確認したところ、耕作されており、農機具の所有等の準備も整っていました。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

つづいて番号5番について報告いたします。譲受人は、吉沢町で農業を営んでおり、農地を取得し、経営規模の拡大を目指すものです。現地を確認したところ、耕作されており、農機具の所有等の準備も整っていました。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

番号3番から5番について、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号2番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から5番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて、番号6番と7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 18番委員 番号6番と7番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- はじめに番号6番について報告いたします。譲受人は足利市で新聞配達店を経営していたが、経営を息子に委譲し、農地を譲り受け農業に専念するものです。現地を確認したところ、耕作されており、農機具の準備も整っていました。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- つづいて番号7番について報告いたします。譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。譲受人には中間管理機構である農業法人への貸付地がありますが、譲受人はこの農業法人の構成員になっていて貸付地を耕作しており、必要な農機具等も所有しております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- 番号6番と7番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号6番と7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 2番委員 番号6番については、譲受人には自作地、借入地は無く、番号7番については譲受人には貸付地が37アールありますが、農地取得にあたり問題ないでしょうか。
- 事務局 番号6番については、足利市在住者で新規就農となります。議案第3号番号3番の賃貸借と番号6番の売買により取得する農地を合わせて5反以上となり、下限面積要件を満たすこととなります。
- 番号7番の貸付地37アールについては、農地として適切に管理されているため、問題ないと考えております。
- 3番委員 番号7番の貸付地については、譲受人が中間管理機構に貸し付けており、中間管理機構から法人が借り受けているが、譲受人はこの法人の構成員となっており、結果的に貸付地を自分で耕作しています。
- 10番委員 番号6番について、下限面積要件はわかりましたが、田が3反2畝あると田植え機等の農機具が揃っていないと農業できないと思います。農機具の所有状況はどのようになっていますか。
- 18番委員 主な農機具はトラクターを1台所有、田植機1台とコンバインを1台リースしています。

- 新野町の農地は、農業委員会を通さずに20年程借りて耕作していました。この借りていた農地を今回買うということです。
- 17番委員 番号7番の貸付地37アールについて確認ですが、中間管理機構に貸し付けた農地を借り受けて、譲受人が耕作しているということですか。
- 3番委員 譲受人は中間管理機構から借りている法人の構成員であって、つまり社員として貸付地を耕作しているということです。
- 議長 その他、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
- 番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 つづいて、番号8番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号8番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- はじめに番号8番について報告いたします。譲受人は、経営規模を拡大するために申請地を借り受けるものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
- つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は、自作地周辺の農地を譲り受け、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件

を満たしていると意見決定しました。

15番委員

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は、隣接する農地を譲り受け、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

番号8番から11番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号8番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員

番号8番は台帳が不用道路敷となっておりますが、田んぼへの進入路ですか。

事務局

番号8番の1081-2の土地は、台帳は不用道路敷ですが、現況は田です。1081-1の土地と道路との間にあります。

4番委員

道路敷きとなると個人所有になるのでしょうか。

事務局

個人所有です。

議長

その他、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号8番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号8番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長

つづいて、番号12番と13番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号12番については、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

6番委員

番号12番と13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号12番について報告いたします。譲受人は、水稻、ほうれん草、西瓜を中心とした農家で、意欲的に農業に取り組んでおり、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したとこ

ろ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

つづいて番号13番について報告いたします。譲受人は、サツマイモ、玉ネギ、ネギ等を中心とした大規模農家で意欲的に農業に取り組んでおり、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。譲受人は所有する農地を全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

番号12番と13番について、再度ご審議の程よろしく願いいたします。

20番委員

番号12番について、当地区協議会で調査した結果を報告いたします。現地確認を確認したところ、南側と東側は道路、西側と北側は農地であり、現地は作付けされており、農地性があることを確認いたしました。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第6地区協議会より番号12番と13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号12番と13番を許可とすることに決定いたします。

議 長

つづきまして、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあつたので、審議を求めます。

提出件数は5件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 上田島町の土地 880 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

きます。

農家住宅用地として転用するものです。

番号2番 東今泉町の土地 327 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

番号3番 新田中江田町の土地 48 m² 外1筆 計 184 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

番号4番 新田下江田町の土地 1,437 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、一時的な利用に供される場合については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

番号5番 新田嘉祢町の土地 298 m²、農地区分については、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から、第一種農地と判断されます。第一種農地につきましては、原則転用不許可ですが、住宅で集落に接続して設置されるものについては例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

- 議長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。
- 番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 10番委員 番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
- 申請人は、分家住宅を建築するにあたり調査したところ、許可を得ずに農家用住宅用地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周囲は、北側は市道、東と西は住宅、南は議案第6号番号4番の申請地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま第1地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号1を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。
- 議長 長 つづいて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。3条許可申請にあたり調査したところ、許可を得ずに農機具置場を設置していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。周囲は住宅に囲まれています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議長 長 ただいま、第2地区協議会より、番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 つづいて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号3番と4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
はじめに番号3番について報告いたします。調査したところ、許可を得ずに農業用作業所を設置していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、南と東は道路、北は住宅、西は農地になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。申請地は地盤が低く、雨水が溜まるため、嵩上げのため一時転用するものです。現地を確認したところ、南は川、北、東、西は畑になっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号3番と4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

15番委員

番号5番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。調査したところ、許可を得ずに農業用納屋を設置していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、北は宅地、東は道路、西と南は農地となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より、番号3番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長

つづきまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 下小林町の土地 227 m² 外1筆について、それぞれ一般住宅用地として一部承継するため、計画変更するものです。

番号2番 藪塚町の土地 677 m² 外3筆について、染糸作業場兼倉庫用地及び一般住宅用地として、それぞれ一部承継するため、計画変更するものです。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第2地区協議会

の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は露天駐車場用地として転用許可を受けましたが、隣接する宅地と合わせて土地を売却するため権利を承継するものです。現地を確認したところ、農地として耕作されております。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、承認相当と意見決定しました。なお、議案第6号番号12番と13番に関連する案件です。
再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定します。

議長 つづいて、番号2番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請地は従業員住宅及び貸家用地として許可を受けましたが、実現が困難となったことから、権利を承継するものです。承継者は作業場兼倉庫用地と一般住宅用地2件として計画変更するものです。周囲は西が住宅地、東、南、北は道路となっております。現地を確認したところ、農地として耕作されております。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、承認相当と意見決定しました。なお、議案第6号番号34番から36番に関連する案件です。
再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定します。

議 長 つづきまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は41件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数41件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 500 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 富沢町の土地 390 m² 外1筆 計861 m²、農地区分につきましては、「今後長期にわたり農業上の理由を確保すべき区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

工事用車輛置場用地として一時転用するものです。

4番 上田島町の土地 499 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から、第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 中根町の土地 405 m² 外1筆 計604 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 別所町の土地 647 m² 外3筆 計921 m²、農地区分は第二種農地です。

露天駐車場用地として転用するものです。

7番 矢場町の土地 309 m² 外1筆 計360 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 東長岡町の土地 88 m² 外1筆 計393 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 東金井町の土地 378 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 346 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 330 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 下小林町の土地 227 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 下小林町の土地 153 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 新野町の土地 533 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 大鷲町の土地 349 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

16番 新田中江町の土地 402 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田中江田町の土地 142 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

18番 新田中江田町の土地 1,713 m²、農地区分は農用地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分が行われている農地で指定された用途に供する場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

19番 新田赤堀町の土地 376 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田赤堀町の土地 41 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田村田町の土地 74 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

2 2 番 新田小金井町の土地 339 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

2 3 番 新田小金井町の土地 259 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

2 4 番 新田反町町の土地 3,500 m²、農地区分は第二種です。
露天資材置場・駐車場用地として転用するものです。

2 5 番 新田反町町の土地 500 m²、農地区分は第二種です。
露天駐車場用地として転用するものです。

2 6 番 新田反町町の土地 249 m²、農地区分は第二種です。
露天駐車場用地として転用するものです。

2 7 番 新田上江田町の土地 333 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

2 8 番 新田下田中町の土地 357 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天車両置場用地として転用するものです。

2 9 番 新田大根町の土地 1,342 m²、農地区分は第一種です。
露天駐車場用地として転用するものです。

3 0 番 新田上中町の土地 381 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

3 1 番 新田嘉祢町の土地 367 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

3 2 番 新田金井町の土地 473 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

3 3 番 藪塚町の土地 203 m² 外1筆 計254 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

3 4 番 藪塚町の土地 677 m² 外1筆 計1,310 m²、農地区分は第一種です。

染糸作業場兼倉庫用地として転用するものです。

3 5 番 藪塚町の土地 304 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

3 6 番 藪塚町の土地 377 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

37番 山之神町の土地 945 m²、農地区分は第二種です。
倉庫用地として転用するものです。

38番 大原町の土地 991 m²、農地区分は第二種です。
建売分譲住宅用地として転用するものです。

39番 大原町の土地 961 m² 外1筆 計1,603 m²、農地区分は第二種です。具体的には、藪塚庁舎からおおむね500メートル以内の区域内の農地となります。

露天資材置場用地として転用するものです。

40番 大原町の土地 500 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

41番 大原町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。
一般住宅用地として転用するものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番と2番について、譲受人が同一であり関連があるため、一括して報告いたします。譲受人は母親と同居しているが、結婚を機に母と叔母の共有である申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。母の持分は3分の2、叔母の持分は3分の1です。現地を確認したところ、東は道路、北は畑、西は住宅、南は西の住宅への侵入路となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

4番委員 つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は隣接地で建築工事を行っており、車輛置場が不足していることから、申請地を借り受け、車輛置場として6か月間一時転用するものです。現地を確認したところ、南側は畑、北側は田、東側は宅地、西側は道路を挟んで宅地となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

10番委員 つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は借家に住んでお

り、実家に隣接する申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は市道及び譲渡人の住宅、東側は宅地、南と西側は畑となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号5番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は市道及び住宅、西側は住宅、東側は住宅と住宅予定地、北側は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号4番と5番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1 2 番委員

つづいて番号6番について報告いたします。譲受人は貨物自動車運送業を営んでおり、近隣に拠点を移したところから、申請地を借り受け、不足す駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、南側は道路、西側は自動車及び物品置場、東側と南側は田となっており、申請地には土留め及びフェンスを設置することから、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第1地区協議会より、番号1番から6番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定します。

議 長

つづいて番号7番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

8 番 委 員

番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は借家に住んでおり手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は住宅、東側は県道、西側は太陽光発電施設、南側は住宅となっており、周辺農地への

支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

13番委員

つづいて番号8番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号8番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、出産を機に、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側と東側は不耕作地、南側と西側は農地であり、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は川を挟んで太陽光発電施設、南側は宅地、西側は不耕作地、北側は道路を挟んでコンビニエンスストアであり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は道路、東、西及び北側は不耕作地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は宅地、南側は埋立地、西側は宅地、北側は道路となっており、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

番号8番から11番について、再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

9番委員

つづいて番号12番と13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。いずれも議案第5号1番と関連がある案件です。

はじめに番号12番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は道路で、周囲は宅地です。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号13番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の出産を機に申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路で、周囲は宅地となっており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定し

ました。

番号12番と13番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号7番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。

番号7番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番から13番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて、番号14番と15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 番号14番と15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号14番について報告いたします。譲受人は、那須塩原市の借家に住んでいますが、来年4月頃に太田市内の支社へ転勤することとなり、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、住宅地内の農地であり周囲に農地はなく、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。つづいて番号15番について報告いたします。譲受人は北関東道の太田強戸パーキングエリアの運営にあたり、従業員の駐車場が必要なため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。周囲は南側、西側、北側は道路、東側は水路となっております。現地確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号14番と15番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま第3地区協議会より、番号14番と15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

20番委員 番号14番の一般住宅用地としての転用面積が500㎡を超えています。問題ないのでしょうか。

事務局 一般住宅用地として転用する場合の上限面積は500㎡までが原則ですが、不整形地であるような場合や分筆後の残地の耕作に支障がある場合には、500㎡を超えて転用することも可能です。本件は不整形地であるために、転用面積が500㎡を超えています。

議長 他にご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。

議長 番号14番と15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号14番と15番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号16番から32番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号16番から20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号16番について報告いたします。譲受人は実家で両親と同居しており、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北、南、東は畑、西は道路になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号17番について報告いたします。調査したところ、許可を得ずに農業用作業所を設置していたことが判明したため、申請地を妻より借り受け、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、東、南は道路、北は住宅、西は農地になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号18番について報告いたします。譲受人は隣接地にて養鶏業を営んでおり、申請地を取得し、倉庫として利用するものです。現地を確認したところ、北は道路、南、東、西は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北、西は道路、南、東は農地になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と

意見決定しました。

つづいて番号20番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路、周囲は農地になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号16番から20番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

20番委員

つづいて番号21番から26番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号21番について報告いたします。譲受人は、庭、駐車場が狭いため、申請地を母から借り受け、敷地拡張するものです。現地を確認したところ、北側は宅地、西側と南側は農地、東側は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため許可相当と意見決定しました。

つづいて番号22番と23番は同一区域内であるため、一括して報告いたします。譲受人は、借家に住んでおり、通勤に便利で居住環境も良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は宅地、西側と北側は道路、東側は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号24番について報告いたします。譲受人は隣接地で鉄工業を営んでおり、業務拡大につき敷地が手狭なため、申請地を取得し、従業員駐車場及び資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、西側と南側は道路、北側は農地、東側は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号25番について報告いたします。譲受人は、近隣で製造業を営んでおり、現在借りている駐車場を返却することとなったため申請地を借り受け、従業員及び社有車の駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、南側と西側は道路、東側は宅地、北側は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号26番について報告いたします。譲受人は、参拝者の駐車場として手狭となったため、申請地を取得し、駐車場をして利用す

るものです。現地を確認したところ、南側は墓地、西側と北側は宅地、東側は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号21番から26番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

2番委員

つづいて番号27番と28番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号27番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築ものです。現地を確認したところ、東は道路、西と南は譲渡人の農地、北は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号28番について報告いたします。譲受人は隣接地で自動車修理業を営んでおり、申請地を取得し、不足している廃車済の車両置場として使用するものです。現地を確認したところ、東は申請者が経営する自動車修理会社の車両置場、北、南、西は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号27番と28番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

15番委員

つづいて番号29番から32番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号29番について報告いたします。譲受人は、隣接地で自動車販売修理業を営んでおり、駐車場が不足していることから、申請地を取得し、従業員及び代車の駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北と東は道路、西は倉庫、南は農地になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号30番について報告いたします。譲受人は、借家に住んでおり、子供も生まれ手狭になったため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は道路、北側は住宅、南と東は畑になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号31番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、手狭になったため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路、北は父の住宅、

南と西は農地になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号32番について報告いたします。譲受人は妻の実家に住んでおり、将来のことを考え、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は宅地及び道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号29番から32番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 　　ただいま、第5地区協議会より、番号16番から32番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 10番委員 番号18番について、地元の方から聞いたことですが、以前今回の譲受人が鳥小屋を建てようとして地元と話し合っていたが、匂い等の問題があり、建てられなかった経緯があるようです。今回は倉庫が建つということで、間違いないでしょうか。
- 事 務 局 今回の申請については養鶏に必要な資材置場としての転用許可申請です。申請地の南側の土地については、過去に養鶏場用地としての軽微変更がされ、転用もされております。また、申請地南側の養鶏場は平成30年2月に建築確認済となっております。
- 10番委員 鳥小屋は建つということですか。
- 事 務 局 はい。申請地南側に立ちます。
- 議 長 　　他にご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。番号16番から32番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 　　(挙手 全員)
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号16番から32番を許可することに決定します。
- 議 長 　　つづいて番号33番から41番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号33番から41番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号33番について報告いたします。譲受人は管工事業を営んでおり、隣接地を資材置場として利用しているが手狭なため、申請地を取得し、一体利用するものです。周囲は北が道路、西は畑、南は植木置場、東は資材置場となっており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

5番委員

つづいて番号34番について報告いたします。譲受人は染色加工業を営んでおり、現在の社屋が老朽化し、作業にも支障が生じているため、申請地を借り受け、本社を移転するものです。周囲は西が住宅、東、南、北は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号35番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は西が住宅、東、南、北は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号36番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は西が住宅地、東、南、北は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

6番委員

つづいて番号37番について報告いたします。譲受人は鉄工業を営んでおり、原材料及び製品の保管用倉庫が不足しているため、申請地を取得し、倉庫として使用するものです。周囲は、西は道路、南は駐車場、東は畑、北は住宅地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

17番委員

つづいて番号38番について報告いたします。譲受人は総合建設業を営んでおり、交通の便もよく小学校も近いことから、申請地を取得し、建売分譲住宅として利用するものです。周囲は南と西は道路、東と北は農地です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号39番について報告いたします。譲受人は建築・土木工事業を営んでおり、手狭になったため、既存の資材置場に近い申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。周囲は、西は道路、北は農地、東は宅地、南は農地と宅地です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

- 5 番 委 員 つづいて番号40番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついため、申請地を叔父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、東は畑、西は道路、南は住宅地、北は畑となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 17番委員 つづいて番号41番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついため、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、東は道路、南、西、北は農地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号33番から41番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号33番から41番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号33番から41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号33番から41番を許可とすることに決定します。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 以上で、審議は終了いたしました。報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、6月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求めます。

事務局	<p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について6件提出されております。</p> <p>内訳につきましては、田3筆 1,693 m²、畑4筆 3,139 m² 計7筆 4,832 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について32件提出されております。内訳につきましては、26ページをご覧ください。田20筆 5,426.61 m²、畑20筆 5,619.15 m²、計40筆 11,045.76 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は3件となっております。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は7件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>その他にご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質問等無いようなので、以上で第12回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。</p>

閉 会 平成30年7月9日（月） 午後3時35分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 3番

署名委員 4番